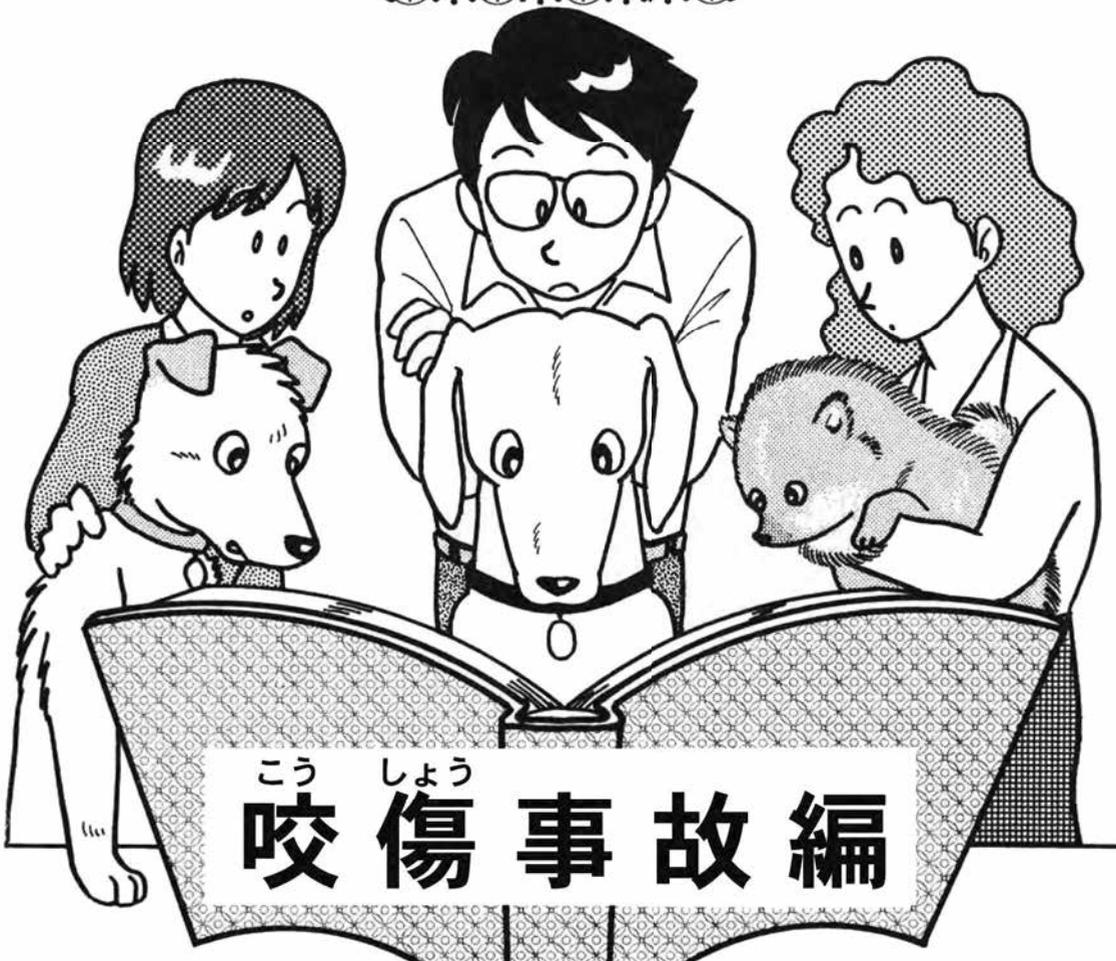


知らなかったじゃ
すまさない!!

犬の法律



こう しょう
咬傷事故編

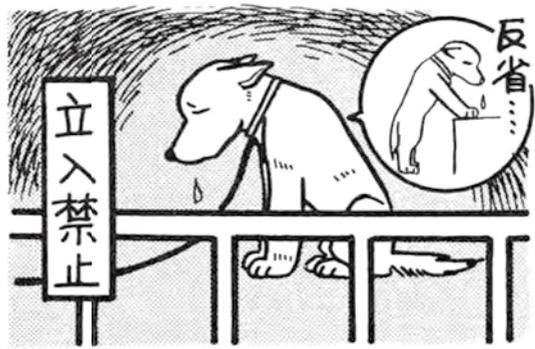
東京都

か 犬が人を咬んでしまったら



①ケガの手当など適切な
応急処置を行う

②犬を落ち着かせて
隔離する



◎東京都動物の愛護及び管理に関する条例

第1条（目的）

この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

③24時間以内に届け出る



とりあえずは
電話でも可

犬による事故の発生届出は

23	区	区の保健所
多摩地域		動物愛護相談センター多摩支所
八王子市		八王子市保健所
町田市		町田市保健所
島しょ地域		島しょ保健所各出張（支）所

犬が連れて行かれてしまう
という心配はありません



④48時間以内に獣医さんに 犬を検診してもらう



その年度の狂犬病予防注射
が済んでいるかどうか必ず
申告すること。

第29条（事故発生時の措置）

- 1 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生の時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。
- 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生の時から48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

か こんなときに咬まれやすい

犬を引き離そうとして



つながれている犬に近づいて



ケガをしている犬

